

改正

平成20年11月5日規則第30号

平成24年9月24日規則第21号

平成30年2月19日規則第2号

平成31年1月28日規則第1号

碧南市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、碧南市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年碧南市条例第3号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(募集の告示)

第2条 条例第2条の規定により指定管理者を公募するに当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 当該施設の概要
- (2) 条例第3条の規定による申請（以下「申請」という。）を行う団体に必要な資格
- (3) 申請を受け付ける期間
- (4) 条例第4条の規定による選定の基準
- (5) 指定管理者に行わせる管理の基準及び業務の範囲
- (6) 当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項（利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合に限る。）
- (7) 指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (8) その他市長が定める事項

(申請書の記載事項等)

第3条 条例第3条の規定による申請書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 申請年月日
- (2) 申請する者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (3) 指定管理者として指定を受ける公の施設の名称

2 条例第3条に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該公の施設の管理に関する業務の指定期間に係る収支予算書及び事業計画書
- (5) 経営状況を説明する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(委員会の設置)

第4条 条例第4条の規定による公の施設の指定管理者の選定を適正かつ公平に行うため、当該選定を行おうとする公の施設ごとに碧南市指定管理者審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、設置の目的が類似する複数の公の施設について、同時に指定管理者の選定を行おうとするときは、当該複数の公の施設をもって一の委員会を設置することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、公募によらず、かつ、指定管理者に支出する管理費用の内訳が次の各号に掲げる経費のみであるときは、委員会を設置しないことができる。この場合において、市長は、当該公の施設を所管する碧南市行政組織規則（平成11年碧南市規則第4号）第16条第1項の表職位の階層の欄の課長に次条に規定する事項を調査し、及び審議させ、当該公の施設の設置の目的が効果的に達成させられるよう留意しなければならない。

- (1) 需用費のうち消耗品費、燃料費、光熱水費及び修繕料

- (2) 役務費のうち通信運搬費及び手数料
 - (3) 委託料
 - (4) 使用料及び賃借料
 - (5) 備品購入費
- (所掌事務)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 指定管理者の候補者の選定に関する事項
 - (2) 指定管理者の検証に関する事項
 - (3) その他指定管理者の選定について市長が必要と認める事項
- (組織)

第6条 委員会は、委員10人以内で組織する。ただし、市長が必要と認める場合は、10人を超えて組織することができる。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民の代表
- (2) 市の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、市長が任命する。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者を出席させ、説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、当該公の施設を所管する課等（課及び公所をいう。）において処理する。

(協定事項)

第10条 条例第6条の規定による協定において定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用及び支払方法に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 施設内の物品の所有権の帰属に関する事項
- (9) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の記載事項)

第11条 条例第7条の規定による事業報告書は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 公の施設の利用状況
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理に係る経費の収支状況

(5) 前4号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要と認める事項

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月5日規則第30号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月24日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年2月19日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年1月28日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。